

平安時代中後期の里内裏空間

中町美香子

【要約】 里内裏は、平安宮内裏焼亡を契機として平安中期に出現した京内（里）の天皇在所であるが、以降、次第に平安宮内裏に取って代わっていく。里内裏の空間構造に関して、その邸宅の周囲三町四方に、大内裏に擬せられる「陣中」という空間が存在することが、先行研究で指摘された。それは里内裏の性格や意義を考察する上で重要な指摘であった。しかし、その空間の成立や変化などについてはまだ検討の余地があると考え、本稿ではその再検討を行った。得られた結論は、里内裏には、平安宮内裏の「陣中」から連なる衛門陣を境界とする邸宅内陣中と、邸宅の外に広がる三町四方の邸宅外陣中の、二つの「陣中」が存在し、邸宅外陣中の確立は一一世紀末であるというものであった。そして、その確立は里内裏の一つの変質点であり、白河朝からの、里内裏本宮化という皇居制度変革の流れの中に位置付けられると考えた。

史林 八八巻四号 二〇〇五年七月

はじめに

日本古代の都城制は律令国家の秩序を可視的に体现するための一つの装置であった。都城制が成立して以来、平安時代に至るまで、天皇は宮都が移っても原則としては宮城の中の内裏を在所としていた。しかし、平安時代中期に内裏焼亡を契機として、京内（里）の邸宅を天皇在所とする、いわゆる里内裏が発生し、次第にそれが本来の宮城内の内裏に取って代わっていく。

橋本義彦氏は里内裏の沿革を次のようにまとめられた。天徳四年（九六〇）の平安宮内裏焼亡以後の仮皇居は、初めは後院の制によって後院やそれに准ずる殿第があてられていたが、一条朝の三度目の焼亡を機に、仮皇居の対象が一般里第にも拡大された。次第に焼亡後の内裏造営に歳月を要するようになり、一方で、朝議により皇居として造営された里第も現れ、内裏と里第皇居の併用が常態化する背景となった。さらに、鳥羽朝では内裏と里第皇居の機能分化が起こり、内裏を晴の儀式・祭祀の場、里第を常住の皇居とするようになった。この機能分化により、里第皇居に内裏の規模を取り入れるとともに、特定の里第を本所的な皇居とする傾向が強まった。そして、ついには焼亡後の再建のないまま平安宮内裏は廃絶し、当時の皇居であった閑院は名実ともに内裏に代わる皇居となる。閑院廃絶後は複数の里第が皇居として使用されたが、やがて土御門東洞院内裏が成立する。太田静六氏もそうした沿革を、平安遷都より天徳四年の内裏焼亡までの里内裏発生時代（内裏全盛時代）、天徳四年以降永承三年（一〇四八）一月に内裏が焼亡するまでの里内裏勃興時代（内裏受難時代）、永承三年以降平安宮内裏の最後の焼亡である承久元年（一一一九）までの里内裏全盛時代（内裏衰退時代）、の三期に区分・整理されている^②。

かつて、里内裏は「政所政治」の舞台として評価されたが、政所政治論自体が否定され、また、里内裏使用と摂関政治の盛衰との連動も否定されて後は、政治史の中で積極的に評価されることは減り、里内裏研究は、里内裏となった邸宅の沿革や邸宅をめぐる人間関係、建築学的視点からの殿舎構成とその使用法などの検討を通して進められてきた^④。それらの研究により、個々の里内裏についての知見は蓄積されている。しかし、里内裏という皇居形態の意義や位置付けに関しては、皇居あるいは政治体制の矮小化・私的化という文脈や、摂関家による天皇との親密な関係の強化あるいは後宮の掌握という文脈など而言及されることはあるものの、いまだ議論は不十分で、明確な里内裏像を示すには至っていないといえる。都城制から逸脱した、中世以降へつながる皇居形態である里内裏が、発生し、定着し、変化する背景やその影響を評価することは重要である。橋本氏や太田氏が示された沿革からも里内裏にいくつかの変質点は想定できるが、それらの研

究は全体的な流れを述べることが目的であったため、個々の変化についてあまり深い検討はなされていない。まずはそうした点を深めていくことが必要であろう。

さて、こうした研究状況の中で、飯淵康一氏は里内裏の空間構造に関して、新たな視点を示された。それは、「里内裏に於ても、大内裏に比すべき陣中と呼ばれる三町四方の領域が存在した。この住宅に開かれた門は内裏門に、この住宅より一町先の辻々に設けられた陣口は宮城門に擬された」というものである^⑤。この指摘はすでに里内裏の空間構造を研究する上での共通認識となっており、この知見を前提として、近年、野口孝子氏により、平安末期以降の閑院内裏の構造について詳細な検討がなされている^⑥。また、さらに時代のくだる南北朝・室町期の里内裏の空間構造についても、高橋康夫氏や桃崎有一郎氏の研究がある^⑦。桃崎氏がこの空間を王宮の権威の標識であると述べられるように、それは天皇在在を体現できるものであり、里内裏という空間の性質や里内裏の意義を考察する上で重要である。しかし、飯淵氏の研究は陣中という空間の成立や変化などの点で、まだ不明瞭あるいは不十分な点があり、検討の余地がある。

そこで、本稿では、里内裏「陣中」を里内裏発生の初期から再検討していきたい。その際、まずは、平安宮において「陣中」と呼ばれる空間がそもそもどのような空間であったのかを検討し、それと対比しつつ、「陣中」空間が里内裏においてどのように認識され、また、変化したのかを改めて検討していく。

- ① 橋本義彦「里内裏」(『平安京の邸第』望稜舎、一九八七年、初出は一九八一年)。
- ② 太田静六「平安時代における里内裏の概観」(『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七年、初出は一九五五年)。
- ③ 土田直鎮「摂関政治に関する二、三の疑問」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九六一年)、橋本義彦「摂関政治論」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出は一九六八年)、同「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出は一九七六年)など。
- ④ 飯淵康一「平安時代貴族住宅の研究」(中央公論美術出版、二〇〇四年)、太田静六「寝殿造の研究」(前掲)、隴谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』(前掲)、川本重雄「土御門鳥丸内裏の復原的研究」(『日本建築学会論文報告集』三三三、一九八四年)、溝口正入「鎮宅儀礼からみた里内裏の殿舎構成——里内裏の建築様式に関する研究(その一)——」(『日本建築学会計画系論文集』五〇四、一九八八年)、同「内裏」の系譜——里内裏の建築様式に関する研究(そ

の2)——」(『日本建築学会計画系論文集』五八八、二〇〇五年)、そのほか多くの研究がある。

⑤ 飯淵康一「平安時代里内裏住宅の空間的秩序(二)——陣口、陣中及び門の用法——」(前掲著書、初出は一九八四年)。

⑥ 野口孝子「閤院内裏の空間構造——領域と諸門の機能——」(『日本

歴史』六七四、二〇〇四年)。

⑦ 高橋康夫「室町期京都の都市空間——室町殿と相国寺と土御門内裏——」(『中世都市研究』政権都市) 新人物往来社、二〇〇四年)、桃崎有一郎「中世里内裏陣中の構造と空間的性質について——公家社会の意識と「宮中」の治安——」(『史学』七三二・三、二〇〇四年)。

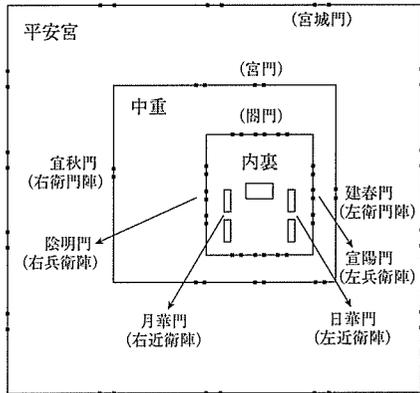
一 平安宮における「陣中」

里内裏の発生以前から、平安宮にも「陣中」は存在した。本章ではまず、平安宮内における「陣中」がどこを指し、いかなる空間であったのかを考えたい。

初めに諸衛府が守衛していた場所を確認しておく。

平安時代の衛府制は左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府の六衛府制であった。『延喜式』によれば、閤門の開閉は近衛が行い、宮門の開閉は衛門府門部が行い、また、宮城門は衛門府衛士が守衛する、とある^①。儀式書を見ると内裏で行われる儀式では、承明門を近衛が開き、建礼門を兵衛が開くことがわかる。『北山抄』巻第九の「行幸」には「宮門〔衛門所守謂之宮門〕」(へ)は割注。以下同様)とある。また、『延喜式』中務省門籍条から、宮門の門籍は衛門が、閤門の門籍は兵衛が管掌していたと考えられる。したがって、平安時代の諸衛府の守衛分担としては、宮城門は衛門府衛士、宮門の外側は衛門府門部、宮門内側から閤門外側は兵衛府、閤門内側は近衛府という規定であったといえる。また、門につけられた別称や古記録類の記事から判断すると、門での各衛府の主たる陣の位置は、左衛門陣が建春門、右衛門陣が宜秋門、左兵衛陣が宣陽門、右兵衛陣が陰明門であったと考えられる。近衛陣に関しては、左近陣座の位置は周知の通り紫宸殿の東北廊であり、また、警固の際の陣も門前ではなく、左近衛府が小庭、右近衛府が射庭とされ、他の四衛府とはやや異なるが、別称からすれば、門としては左近衛陣が日華門、右近衛陣が月華門と考えられる。

平安宮模式図



さて、それでは、次に「陣中」「陣外」の範囲について考えたい。

「陣中」「陣外」という語句自体は普通名詞で、文字通り「陣の中」「陣の外」という意味であり、先に見たいずれの陣についてもその語句は使われ得る。『日本国語大辞典』(第二版、小学館)の「陣中」の項には、その意味の一つとして「内裏の内部。近衛府が警衛を管轄する」とあり、ここでは陣中を内裏閤門内と解しているようである。「陣中」「陣外」という語句で示される陣が宮城門、宮門、閤門のどの陣であるのか、あるいはいずれの陣でも使用される語句であるのか、以下でそれを確認していく。

「陣中」「陣外」はある場所を正確に示す語句ではないためか、正史である六国史には、衛府名を伴わず単独で使われるこれらの語句は見られない。^⑤

儀式書では、『儀式』巻第十の「馱伝儀」にすでに「陣外」という語句が見え、一〇世紀後半成立の『新儀式』「天皇遷御事」には「又従陣外可遷御本宮、前七八日、遣使伊勢大神宮并十一社(寛平、七社)奉幣、告以遷御内裏、(貞観七年、従太政官御仁寿殿、寛平三年、自東宮入御内裏、応和元年、従冷泉院遷御清凉殿之時例也、)」とあって、太政官や東宮などの宮門外は宮城門内でも「陣外」と意識される空間であったことがわかる。古記録類においては、『真信公記抄』延喜二年(九一一)一〇月二九日条にある「依犬死穢、不參陣中、是依内仰」が早い例である。以降、これらの語句は散見するが、便宜的に分類してみると、その使用場面は、穢に関して、御物忌に関して、仏事や僧に関して(特に神事との関係で)、その他(特権的待遇を示すものなど)、となる。では、その範囲について考える。

まず、穢に関しては、たとえば、御体御卜では内裏に穢があるときに陣外で外記に付す例が見られるが、これが衛門陣外であることは、『北山抄』巻第二(六月)十日奏御卜事の「禁中有穢者、立案於左衛門陣外、令外記申事由」や『江

家次第」の同様の記載からわかる。神事が穢のため陣外で行われる例は多いが、『北山抄』巻第四「雑穢事」の「春華門陣座穢、或為内裏穢、或不可穢、建春門等陣准之、近例、皆為穢也、但内裏有穢時、於件陣定行神事、依陣外敷」や、同日条の記事をいくつかの史料で見比べることで、その陣がやはり宮門の衛門陣であることが確認できる。『日本紀略』仁和二年（八八六）九月二日条には、「宮門左右衛門陣之内」にある画所に穢があった際、禁中穢と判断され、伊勢奉幣の天皇臨御が停止され、建春門前で告文が授けられたことが記される。やはり宮門が境界となつている。なお、中重の穢は宮中穢として認識されていることがわかる。また、触穢により参入しないとされる例も多く見えるが、それも衛門陣であり、素服を着したり除服したりする陣外も衛門陣外である。遺詔や遺令を陣外で奏する、陣中の穢を避けるため瀕死の人物を陣外に出す、御産のため陣外に出る等、穢に關して陣中・陣外の語が使用されることは多いが、先に見たような例から判断するに、それらも衛門陣外と考えてよいだろう。^⑩

次に物忌であるが、天皇の御物忌の際に陣中に籠もり候ずという記事はしばしば見える。『春記』長暦二年（一〇三八）一〇月二八日条に「女院今夜退出給、子時許出給、予至朔平門留候、自明日内御物忌、仍不退出也、蒙殿下御気色也」とあることから、宮門が御物忌の境界であることがわかる。^⑪

仏事関連では、『九曆』天慶三年（九四〇）七月二日条の「祈年穀奉幣使被奉送十八社、於左衛門陣立件使、六月中宮御薬事子今不平給、仍修善不断、因之於陣之所行也」や『平記』長暦元年（一〇三七）七月二日条の「從今日於縫殿寮有宮御修法（今度始所被行也、大僧正勤仕、今夜奉仕御加持、四日依神事於陣外所被行也、（後略）」等の例からわかるように、ここでの陣外もやはり衛門陣外であり、神事と仏事を一緒には行えない、その領域の境界は衛門陣である。僧綱や内供の慶は陣外で奏するが、『北山抄』巻第九「除目奏慶事」や『侍中群要』第十「慶賀奏」の記載より、それが朔平門外や修明門外など宮門外であることがわかる。また、『小右記』寛和元年（九八五）五月一日条には「伝聞、從昨日弘徽殿女御於桂芳坊令行修法、（律師正筭云々）女御於陣中修法、往古不聞、可尋事也」とあり、桂芳坊が陣中と呼ばれる空間に含ま

れることがわかる。

そのほか、『九曆』天曆四年（九五〇）七月一日条の、皇太子居所に關連しての「先例貞觀之代右大臣良相卿給曹司於中重、臣下已候陣中、然則此度太子以桂芳房欲為宿廬」は、特權的待遇に關しての陣中の使用例である。ここでも陣中は桂芳坊を含む衛門陣内である。また、輦車に關しても「陣中輦車」などのように使用されるが、この陣中も宮門内を指すと考えられる。^⑬

以上のように、これらの場面で使用される「陣中」「陣外」の陣は衛門陣を指すことが明らかとなった。ただし、近衛陣を指すと推測できる例もいくつか見られる。

たとえば、『侍中群要』第十「所々別当事」には「但被補陣中所々別当事、令奏慶由、（陣中謂近衛陣内、（後略）」とある。^⑭なお、近衛陣というのはこの場合、所の例として校書殿、内豎所、進物所、御厨子所、菓殿、作物所などがあがつていることから考えても、日華門・月華門ではなく、閤門内を指すと考えられる。また、『北山抄』卷第九「陣中事」には、「大都陣中雜事、近衛府可糺行也、（中略）外衛番上以下帶兵仗、不能入近衛陣中、（中隔以內、是近衛陣中也、吉上近衛候閤門掖、謂之抑陣、兵衛陣不知其中事、）仍外衛督佐隨身等、脱却兵具、入閤門耳、和徳門并掖陣内、近衛府、殿上人外惣不入也」とあり、この「陣中」も文中に明記されているように、近衛陣中を指し、その範圍は中隔以內である。^⑮通常、中隔（中重）は宮門と閤門の間の空間を指すと思われるが、この場合は後の文からしても中隔以內は閤門以內を指すと考えるのが妥当であろう。^⑯

以上、平安宮内の「陣中」「陣外」と呼ばれる空間を見た。衛門陣の置かれた宮門内裏の空間、兵衛陣が置かれ近衛の管轄下にあった閤門内裏の空間は共にその内外が「陣中」「陣外」と呼ばれる空間であつたが、一方、宮城門内全体に關して「陣中」「陣外」という語句が使われる例はほとんど見られなかつた。^⑰そして、これらの語句の使用例の多くを占めたのは、穢や御物忌や仏事・神事領域や特權的待遇の問題等で最も意識された衛門陣を境界とする空間であつたとい

える。

では、宮門内のこの範囲が「陣中」と表現され、意識されるようになったのはいつであろうか。

宮門内空間の前身は、かつて南北に連なっていた大極殿院と内裏の二つの空間を囲む内裏外郭、南を大極殿門で仕切られた空間であったのではないだろうか。^⑮つまり、宮門内空間はもとは大極殿と内裏という、共に天皇の空間といえる両者を内包していた垣の内側の空間であったと考えられる。その段階ではさらに南に朝堂の建ち並ぶ空間が続いていたが、大極殿院・朝堂空間と内裏空間の分離により、内裏とそれを囲む空間が独立した天皇空間を形成することになった。それにより建礼門を天皇空間の正門として、建礼門前大祓や大庭儀も成立したと考えられている。^⑯また、九世紀半ば以降、大極殿・豊楽院から内裏への儀式・政務の集中が起る。^⑰そのような中で、内裏空間を内包する宮門内空間を「天皇空間」として強く意識し、重視する傾向が強まったのではないか、そのためその空間の内外をわける衛門陣が境界として定着し、単に「陣中」「陣外」という語句で表現されるようになったのではないかと考える。

なお、平安宮の中重空間には中和院、内膳司、采女町、糸所、桂芳坊等の施設があつた。^⑱中和院は新嘗祭や神今食祭などを行う場所であり、内膳司は天皇の食事を用意する所であつて、この空間に存在した施設はいずれも天皇と密接な関係をもっていたと思われる。

以上、平安宮における「陣中」空間について検討した。では、章を改めて里内裏における「陣中」空間を検討する。

① 「延喜式」左右近衛府閤門条、左右衛門府閤門条、左右衛門府衛門条。
 ② 「拾芥抄」中 宮城部第十九。
 ③ 上古は宜陽殿西庇にあつたとする説がある。

④ 「西宮記」（故実叢書本。以下同）卷三「賀茂祭事」など。

⑤ 「近衛陣」「衛門陣」「兵衛陣」や近衛陣を示すと思われる「陣頭」

などは見られる。なお、宮城以外の、戦における陣や行幸の列における陣などは対象外。

⑥ たとえば、「小右記」寛仁二年（一〇一八）五月二四日条の「今日於陣外被立丹生・貴布祿史、依内穢、右衛門督実成行之」は、「日本紀略」同日条に「奉幣丹貴一社、依折雨也、但於左衛門陣外被発遣之、宣命以不穢紙用之、不奏聞」とあることから、この陣外が左衛門陣外

を指すことがわかる。

⑦ 画所の位置は『西宮記』巻八「所々事」によれば、「式乾門内東腋御書所南」である。

⑧ ほかの例としては、『小右記』長元元年（一〇二八）十一月三日条では中和院の門内の穢は宮中穢と認識されるようであったし、『中右記』長治元年（一一〇四）十一月二日条では桂芳坊の穢もまた禁中穢となるようであった。

⑨ たとえば、『左経記』長元七年（一〇三四）八月一日条では「及午刻待從中納言相共參内、立春花門下招頭弁、今朝蝸牛蹠之人着座恩宅、又中納言御家有犬死云々、仍共立陣外」とあり、この陣外が春花門外であることがわかる。

⑩ 「権記」寛弘八年（一一〇二）十一月二七日条に朔平門に出て素服を着した例や八省院で着した例などが引かれている。

⑪ ただし、『親信卿記』天祿三年（九七二）二月六日条で、触穢により、天文博士安倍晴明は「右兵衛陣外」で天文奏を奏させている。左兵衛陣と左衛門陣が近接しているのに対し、右兵衛陣と右衛門陣は離れており、その間の空間には中和院や内膳司などの施設が存在するため、左衛門陣と右衛門陣では若干認識が異なるのかもしれないが、この点についてはなお検討を要する。

⑫ ほかに、『九条殿記』天慶五年（九四二）九月二日条の上野諸牧駒牽の記事に「仰云、今年殿上侍臣等可給御馬年也、而依御物忌侍臣等不可陣外、須准雨儀例於中戸令取者、改大庭装束、弁備中重」とあるように、御物忌に参籠している侍臣等では中重までは出ることができたが陣外には出ることができなかった例など。なお、御物忌の範囲は衛門陣であるが、「陣中に候ず」という場合、文脈によっては左近衛陣など衛門陣より内の陣を指している場合もある。

⑬ たとえば、『左経記』万寿五年（一一〇二）六月一九日条や七月六

日条に一品宮（禎子内親王）が皇太子（敦良親王）の居住する内裏に参入する記事で陣中聳（車）とあるが、七月二日条の退出の際、北陣（朔平門）で聳車から檳榔毛車に乗り換えていることからすれば、この陣中は衛門陣と考えられる。なお、『延喜式』雜式でも「凡乗車出入宮城門者、妃已下、大臣嫡妻已上限宮門外」とあり、妃以下大臣嫡妻以上は宮門外まで乗車が許されていることがわかる。

⑭ 「北山抄」巻第九「初任事」にも同様の陣中（とその対になる陣外）が見える。

⑮ 「西宮記」巻八に載せる帯別人作法で「外衛督佐隨身於陣外解弓箭、入近衛陣中」とあるのも同様な例である。

⑯ 「中隔」は「中重」「中戸」とも表記される。その語句が指すのは必ずしも閤門と宮門の間の空間だけではなく、宮門も中重と呼ばれることがあり、また、長楽門の座が中重と呼ばれることもある。

⑰ 「侍中群要」第八「御書使事」にある「陣中之間、令侍小舍人（割注略）前行至門乘車」の「陣中」は宮城内全体を指すように読める。ただし、同じく「御書使事」の別の箇所で使用されている「陣中」には宮門内を指すものもあり、なお検討の余地はある。また、後の史料では宮城門に「陣頭」（「中右記」長治二年（一〇月一日）日条など）、宮城内に「陣中」（「兵範記」仁安三年（一一二〇）日条など）の語を使用していると読める例がある。しかし、これらは第三章で述べる里内裏の使用法からの逆の影響の可能性もある。

⑱ 発掘調査により藤原宮や平城宮などで、そのような内裏外郭の存在が推測されている。

⑲ 三宅和朗「古代大祓の基礎的考察」（『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年、初出は一九九〇年）、神谷正昌「平安宮の大庭と儀式」（『国史学』一五三、一九九四年）など。

⑳ 神谷正昌「紫宸殿と節会」（『古代文化』四三二、一九九一年）、

古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」（『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八六年）など。

② 平城宮の中重に相当すると考えられる内裏北方空間にも内膳司があった可能性が、発掘調査の結果から指摘されている（『平城宮発掘調査報告Ⅳ』奈良国立文化財研究所、一九七六年）。

二 里内裏における「陣中」①——里内裏邸宅内陣中——

「はじめに」で記したように、飯淵康一氏は、大内裏に比すべき陣中と呼ばれる三町四方の領域が、里内裏に存在することを指摘された。そして、「里内裏住宅として用いられた一町四方の地の周囲を陣中と見做す考え方は、すでに一世紀初期の一条大宮殿に於て見られる。（中略）里内裏発生期にはすでに陣中の概念が生じていたのではないだろうか」と述べられていて、この三町四方の陣中が里内裏発生期から一貫して存在すると考えられているように窺える。しかし、それには疑問がある。また、前章で見たように里内裏が発生する以前から平安宮内裏にも「陣中」と呼ばれる空間があった。その空間との関係についても留意しなければならない。そこで、改めて里内裏陣中を検討したい。

1 里内裏邸宅内陣中

まず、里内裏における近衛・衛門・兵衛の陣の位置を、前章と同様、確認しておきたい。①

『小右記』長和五年（一〇一六）正月二九日条には、同日踐祚した後一条天皇の在所である土御門第における陣について、「左大臣命下官云、左衛門・左兵衛陣可候東門、右衛門・右兵衛可候西門、馬場末門全可閉、其門西門、又西門之南門并北面門等、枝陣可候由可召仰者」と記される。後朱雀天皇は長暦四年（一〇四〇）一〇月二二日に教通一条第に遷御したが、『春記』同日条に「（前略）東対南又庇為陣座、（割注略）左近陣等在其廊東間云々、（中略）西中門南廊為右近陣、（中略）以東門外為左衛門左兵衛陣、（割注略）西御門外為右衛門右兵衛陣（割注略）」とある。また、時期はくだるが、『兵

範記』久寿二年（一一五五）七月二四日条では、この日踐祚した後白河天皇が在所とした高松殿に劍靈渡御が行われた際、「右衛門留門外、兵衛在中門外、近衛入中門」とある。

このように、概ね衛門陣は邸宅の門外に、兵衛陣は門外あるいは門内（中門外）に、近衛陣は中門にあつたようである。また、『吾妻鏡』建長二年（一二五〇）三月一日条によれば、その当時の閑院では東四足門に左衛門陣、西四足門に右衛門陣、東棟門（東面北門）に左兵衛陣、西棟門（西面北門）に右兵衛陣が置かれたことがわかる。このように門が複数ある場合には衛門陣と兵衛陣がそれぞれ別に置かれることもあつた。左右については平安宮内裏に合わせて多くは東に左、西に右であつたが、これも邸宅の事情によつて、逆になることや北門や南門になることもあつた。

古記録などに見える里内裏での諸儀式の記事では、邸宅の中門は時儀により日華門・月華門のほか承明門に擬せられる。たとえば、行幸の際、平安宮内裏では通常承明門や宣陽門などの閤門を出るときに御輿の綱を張る仰があるが、里内裏では中門を出るときに仰せられることが多く、この場合には邸宅の中門は閤門に相当すると認識されている。邸宅の門については、『春記』長久元年（二〇四〇）十一月一四日条で里内裏二条第の東面北門が朔平門とされる一方、長暦三年（二〇三九）二月二一日条では里内裏土御門殿北門が玄輝門とされており、また、邸宅門に兵衛陣が置かれることもあるように、閤門にも擬せられるが、通常は宮門と認識されていると考えて良いであろう。天皇が行幸先から還御したときには、平安宮内裏では建礼門等の宮門の前で麻を神祇官が献じて祓を行うが、これは里内裏でも行われており、その場所が里内裏の邸宅の門外であることから邸宅門が平安宮の宮門に相当するといえる。

それでは、次に里内裏における「陣中」「陣外」を見ていきたい。

確かに、「陣中」「陣外」という語句は里内裏でも一一世紀の初頭には使用されており、その後史料に散見する。しかし、それらがすべて三町四方と言われる陣中を指すわけではないと考えられ、その指す範囲には注意が必要である。

先行研究に一一世紀の陣中概念の例としてあげられている『春記』長暦四年（二〇四〇）九月一六日条には、「内膳在陣

外、（上東門院内也、）とある。これは九月九日に土御門内裏が焼亡し、後朱雀天皇が母親の上東門院の在所である故惟憲宅に移ったときのことである。さて、ここで問題となるのは、この故惟憲宅の場所である。この宅は陽明門第といわれ、『日本紀略』長和五年（一〇一六）七月二〇日条に「火起上東門南、京極西、万里小路東、至于二条焼亡、近江守惟憲朝臣宅為炎上之始、撰政上東門第不免煙焰」とあり、また、『小右記』寛仁二年（一〇一八）六月二七日条に「今夜大殿移給上東門第云々、春宮亮惟憲宅在大殿西隣、新造、今夜同時移徙」とあることから、道長土御門第の西隣の、近衛大路北富小路西にあたと考えられる。つまり、後朱雀天皇在所である故惟憲宅の東隣の土御門第（上東門院）が「陣外」と認識されていることになる。この陣の範囲は明らかに邸宅内外（すなわち衛門陣内外）を分けるものであり、邸宅外に広がる三町四方の陣中概念とは別のものということになる。また、一六日条では内膳が先の里内裏であった土御門第に残されていることを記すが、御物忌に関して「御飯等今夜可籠候由、又所々御膳等同可籠之旨等、仰藏人公基了」とあり、二四日条にも「自今日四日御物忌也、（内膳御飯等可候御物忌之由、昨日夜令仰了、依陣外也、）」とあって、わざわざ御飯を籠候させていることから、土御門第は御物忌に候ずる場所として認識されていないことがわかる。

また、一一世紀末の史料となるが、『中右記』寛治八年（一〇九四）正月七日条には「檢非違使等於陣外（二条堀川之辻也）弾雜犯間」とあり、このとき里内裏は堀川院であるので、その邸宅の北西角にあたる辻が陣外と捉えられていることがわかる。これもまた邸宅内外を分ける陣であると考えられる。

このように「陣中」「陣外」が衛門陣、すなわち邸宅内外を境界とすることがわかるものはほかにも見える。

たとえば、『春記』の天喜二年（一〇五四）五月二日条では皇后が里内裏四条宮より退出するが、「於右衛門陣外乗移檳榔毛車、（中略）以尋常車入陣中、依有其彈乗移給歟」とあり、右衛門陣内が陣中であると考えられる。

穢や御物忌等に関しては平安宮内裏と同じく陣中・陣外の語句がしばしば使用される。穢により陣外に候ずる等の例があるが、『中右記』永長二年（一〇九七）三月六日条で、藤原宗忠が里内裏閑院に参り、左衛門陣外に立つて奏させたのも、

内裏穢によると考えられ、穢の範囲が衛門陣であると推測できる。同様に、寛治六年（一〇九二）六月一日条でも、神祇官人が禁中穢により里内裏堀川院の右衛門陣外で御贖物を閤司に付して供している。また、遺詔や遺令を陣外で奏する例も見えるが、たとえば、『為房卿記』応徳二年（一〇八五）一月二十八日条には里内裏三条殿の右衛門陣外に前東宮亮が参つて遺令を伝える記事があり、その陣外も衛門陣であることがわかる。『中右記』承徳二年（一〇九八）三月二十八日条では皇居近辺の火災により宗忠は里内裏である高陽院へ馳せ参るが、「依為服者不参陣中、（昨日奉幣後齋也）候右衛門陣外」とあり、この陣も衛門陣かと思われる。^⑧

また、御物忌の範囲が邸宅内であることは初めにあげた『春記』の例からわかるが、『長秋記』天永二年（一一二一）八月一三日条からも推測できる。一四日の相撲人御覧のため、内御物忌により相撲人等を籠らせるといふ記事で、「相撲人等同催籠右兵衛陣、右衛門陣辺候云々、件兵衛陣大家中門也、而里亭右衛門陣外也、雖非御物忌之由、依無所准内裏令候也、左又候左兵衛、左衛門陣辺云々」とある。やや文意をとりかねる部分もあるものの、平安宮内裏では兵衛陣は内裏中門であるが、里内裏では衛門陣外にあり、御物忌に候ずる場所ではないのだが、場所がないので平安宮内裏にならつてここに候じさせる、というような意味であろう。この場合「内裏中門」とは養老宮衛令宮閤門条の古記にある中門（すなわち宮門）ではなく、先に見た里内裏の中門の例にならつて閤門のことを指すと考えられる。^⑨ また、大治二年（一一二七）一月二三日条でも「臨時祭依御物忌、内府已下籠候、陪從依仰籠左衛門陣、件陣已陣外也、何為御物忌内哉」とあり、衛門陣は陣外で、やはり御物忌に候ずる範囲に入っていないととれる。

仏事に關しても、たとえば、仏事の間神事を陣外で行う、神事の間仏事を陣外で行うなどの例が見えるが、『本朝世紀』久安三年（一一四七）七月二〇日条には、御読經を行つているため左衛門陣で丹生貴布祢両社奉幣使が立てられたことが記され、やはり仏事と神事を一緒に行わない境界が衛門陣であることがわかる。

花山朝以前において、里内裏で「陣中」「陣外」といふ語句が使用されている例は発見できていないが、一条朝の一条

院（一条大宮殿）以降、里内裏においてもこれらの語句は散見する。そのすべてについて範囲を明確にできるわけではないが、先に見た穢や御物忌の例などから類推して、平安宮内裏で用いられるのと同様な用例（穢に關して、御物忌に關して、仏事神事に關して等）で見える「陣中」「陣外」の範囲は、里内裏においても衛門陣のある邸宅門を境界としていると解することができる^⑩。

以上、本節では、里内裏でも邸宅門にある衛門陣を境として「陣中」「陣外」という語句が使われており、それが穢や御物忌などの境界であることを見た^⑩。これは第一章で見た平安宮内裏の「陣中」を踏襲するもので、一二世紀にもこの空間意識が継承されていることが確認できた。

2 里内裏の中重

里内裏が平安宮内裏をいかに模したのかを検討する上で、興味深い事例がある。一条院が里内裏であったときのものがある。

『権記』長保元年（九九九）七月一三日条に、臨時仁王会の「飾殿分」について「紫宸殿分用南殿、仁寿殿分用西対、綾綺殿分用東対、清涼殿分用中殿^御、承明門分用西中門、建礼門分可用西門并織部司南門等間」とある。ここで注目されるのは西門と並んで織部司南門にも建礼門分をあてようとしているところである。織部司は一条院の南隣に位置するが、この官司自体は一条院とは別の建物である。しかし、その南門は建礼門に相当するものとしての使用がなされているようであり、たとえば、長保二年（一〇〇〇）正月七日、白馬節会が太皇太后崩御により停止されたが、御馬御覧は行われ、大庭より左衛門陣前、陽明門を経て織部司南門より参入している（『妙首院相国白馬節会次第』）。また、後一条朝でも『左経記』寛仁元年（一〇一七）二月二七日条に「以下織部司南門^{（マ）}―自車、通司中、出自東門、入自左衛門陣、以申剋著座^{（下）}」とある。誤字のためか文意不明瞭な部分もあるが、参内する際に織部司南門を里内裏の最も外の門として下車し、司内を

通っていることが読み取れるだろう。織部司南門を建礼門として、南面だけではあるが、形式的に平安宮内裏の閤門・宮門の二重構造を踏襲しようとしたといえる。^⑫ 織部司南門を建礼門に擬するのであるから織部司の空間は中重に相当する。『権記』長保二年九月二十六日条には、御物忌の日に織部司より御服綾を進上したが、「彼司如中隔、仍非外宿」と記される。中重空間であるため御物忌に候ずる範圍に入っているのである。

一条院はこのように平安宮内裏の宮門・閤門の二重構造を模した。更に外に宮城門に相当するものが置かれていなかったことは、先の『左経記』の門前下車の例からも推測できる。^⑬

しかし、これは特殊な例であった。あるいは、ほかの里内裏においてもこの二重構造を模倣するつもりはあったのかもしれないが、南に一般の邸宅がある場合、その中を通ることなどはできない。したがって、建礼門的なものを邸宅の門よりも外に設定することは見えず、邸宅の門がその役割を果たしていたようである。一条院の例は里内裏の空間構造の原理が定まる前の過渡期を示すのかもしれない。それではその後の里内裏では中重はどのように意識されていたのだろうか。

すでに見たように、里内裏においては兵衛陣と衛門陣は同じような場所に陣を構えることが多かった。ここからすれば、平安宮に見えるような、兵衛陣と衛門陣の間の空間という中重は設定しがたいと考えられる。『侍中群要』第八「仰輦車宣旨事」に、通常ならば近衛・兵衛・衛門すべての陣に仰があるのに対し、「若御他所之時、只仰一陣、依無中重敷」とあるのは、その現れであろう。

南門ではなく北門に関してであるが、『春記』長暦三年（一〇三九）二月二日条には「内大臣長女参入於北陣下云々、（以北御門為玄輝門、然者計朔平門程可下給敷如何、而近々御所、）（里内裏は土御門第）」とあって、ここでは邸宅北門を兵衛陣にあたる玄輝門にあて、そこから距離をはかって衛門陣にあたる朔平門を想定し、下車することが提案されている。このように便宜的な中重を作り出している例はほかにもある。

嘉保三年（一〇九六）正月二六日に、藤原師実は中重輦車宣旨を、源俊房は輦車宣旨を受けた。平安宮ならば中重輦車

宣旨は閤門まで、輦車宣旨は宮門まで、という差がある。このとき里内裏は閑院であったが、この場合の中重はどうであったろうか。師実は二月一日に慶賀のため参内する。『中右記』同日条には「次令参内給、於二条西洞院辻放御車牛、及左兵衛陣手引、（不令具輦車給也）」とあり、牛車に乗って参内した師実は二条西洞院辻で牛を放ち、手引されて兵衛陣まで行ったことがわかる。『後二条師通記』では「於西洞辻相去六七丈許也、殿下自車給云々」とあり、また、衛門陣から入ったことも記されているので、これらを考え合わせるなら、師実は辻から六七丈ほどの兵衛陣で下車し、歩いて衛門陣から入ったということになる。一方、俊房は二月二七日に慶賀に参内する。『中右記』には「於二条町尻辻移乘輦車、於東三条西門北辺下従車」とあり、二条町尻辻で牛車から輦車に乗り換えて、東三条西門北辺で下車したことがわかる。西洞院には川があったので、俊房は川の反対側の東三条第側で下車していることになる。さて、師実と俊房の差は、すなわちそれが中重空間であるが、師実が兵衛陣まで車に乗っていたのに対し、俊房は東三条西門北辺までであったという点のみである。邸宅門と辻の間のわずかな空間に、便宜的に中重空間を想定している。また、『春記』永承七年（一一〇五）八月四日条には「神人立左衛門陣下、可在中戸之外由被仰下云々、仍退下云々」とある。このとき里内裏は冷泉院であったが、愁訴のため集まった神人は中戸（中重）の外にあるべしという仰により退下したとある。この場合、左衛門陣内から陣外へ退下した可能性と、左衛門陣外から更に遠くへ退下した可能性があり、前者は邸宅内に中重が、後者は邸宅外に中重が想定される。しかし、神人が邸宅門内まで進入したとは考えがたいため、後者と解釈しておきたい。具体的にどこまで退いたのかは不明であるが、先の例に合わせるなら辻辺までということになるか。

このように、一条院以外の里内裏では、結局、平安宮のような、中重のある宮門・閤門の二重構造を模倣することはできず、邸宅とそれに接する路の範囲に衛門陣や中重がある一重構造となった。平安宮宮門内の範囲は里内裏では邸宅門内となったのである。しかし、里内裏は新たな二重構造を作り出した。それが、邸宅外に広がる三町四方の陣中空間である。

① 飯淵前掲論文（はじめに注⑤）においても、住宅の礼側の四足門が

建礼門や建春門に擬されとの指摘がある。

② このときの閑院の造営プランに関しては野口前掲論文(はじめに注⑥)に詳しい。

③ 貴族邸宅内の、中門や廊による二重構造は、内裏の日華門・月華門・脇殿等による二重構造と共通する。川本重雄「貴族住宅」(絵巻物の建築を読む「東京大学出版会、一九九六年」)。

④ 『扶桑略記』長暦四年(一一〇四〇)九月一日条。

⑤ 『春記』長暦四年(一一〇四〇)一〇月二日条には教通二条第へ遷御した際の記事を載せるが、その行幸経路が「出西門(此間人々騎馬云々)北行、更自近衛御門大路東行、又自東院東大路南行、幸内大臣二条第、(入自西門)」とあり、これが正しいなら惟憲宅は近衛御門大路よりは南、東洞院大路よりは西に位置していたことになる。しかし、遷御先を決める際、南坤とされた吉方に二条第の位置があったこと(同年九月二日条・一四日条)、また、九月九日条で神鏡を焼け跡から探し求めた藤原資房がそれを天皇在所に移す際、「出西陣(焼亡御門也、(中略)南行、(富小路)入院東門到中門之間、供奉官人等暫留候矣」とあって、上東門院在所は富小路に東門のある位置であるらしきこと等から、やはり、後朱雀天皇が遷御した惟憲宅は土御門第西隣であると考える。

⑥ 堀川院の三町四方の陣中の北側の境界は冷泉小路にあたる。

⑦ 桃崎氏は前掲論文(はじめに注⑦)で、この「陣中」も三町四方の陣中と解釈されているようであるが、この史料は、里内裏の中に普通の車を引き入れることは憚りがあるので、邸宅内は手疊を用い、右衛門陣で車に乗り換えたと解した方がよいだろう。

⑧ 右兵衛陣である可能性も否定はできないが、いずれにしても邸宅外の陣中ではない。

⑨ 『新儀式』「天皇遷御事」で「大駕入於宮門、到中門前、暫留乘輿、(還御本宮、於承明門行之)陰陽寮供奉、獻厭法之事」とあるとこ

ろからもわかる。

⑩ 平安宮での用法と同じく、里内裏でも近衛陣中と思われるものもある。たとえば、『小右記』長和五年(一一一六)三月二〇日条に「外衛舎人帶弓箭入陣中、可礼行之由、被仰下近衛次将」とあるものなどはそれにあたると思われる。

⑪ なお、里内裏以外に后宮や皇太子在所にも陣中・陣外はある。それも邸宅内外を分けるものを使用する語句であることは史料から窺える。例をあげれば、『権記』長保二年(一一〇〇〇)一二月一七日条に「(内御カ)使参皇后宮、不入陣中、立於門外、令宮司申事由於大夫了」とあるもので、陣中と門外が対になっており、邸宅門内が陣中であるとわかる。また、『小右記』長和二年(一一一三)正月一〇日条の、皇太子敦成親王が母親の皇太后御所へ朝親行啓した際の記事でも、「留御車於門外、傳先参立門内、皇太后宮大夫俊賢進御車下、即婦入、被聞可入御車於陣中之由歟、其後入御車、(入自東門)」とあり、陣中が門内であることがわかる。

⑫ 一条院には「南閣」も造られた(寛弘四年九月九日記)。これは平安宮内裏の閣門である承明門に相当する門であろう。また、後述するように、東町は一条院の領域に含まれると認識されていたようであるが、あるいはこれも中重と捉えられていたのかも知れない。

⑬ なお、門前下車の例からすれば、織部司南門は建礼門として認識されていると同時に、宮城門的な機能も果たしたとされる。本文の「左経記」の例のほか、『日本紀略』寛弘五年(一一〇八)一〇月一日条には、宇佐八幡宮祓宜成子が乗車してこの門まで参り来り、訴申していることが記される。

⑭ 二条西洞院辻まで牛車であったのは、牛車宣旨を受けていたのだと思われる。なお、『三条山口口伝』に、牛車登車宣旨を受けた人は閑院の場合、二条西洞院で下車することが記されている。

- ⑮ 東三条第の西門は北寄りにあったと推測される（はじめに注④太田前掲著書第四章第二節）。邸宅の乾の角にあった角振・隼両社のすぐ南側に四足門のあったことが、『兵範記』仁平二年（一一五二）一月一七日条に載せる指図から見て取れる。
- ⑯ 閑院の場合、兵衛陣が東面の北門にあるため、兵衛陣で下車する形

をとっているのかもしれない。中重笠車宣言がどの里内裏でも常に兵衛陣で下車するのかわ不明である。

⑰ 兵衛陣が中門外に置かれる場合、中門と邸宅門の間に中重を想定することも可能ではあるが、実例は今のところ見出ししていない。

三 里内裏における「陣中」②——里内裏邸宅外陣中——

1 里内裏邸宅外陣中の確立

里内裏として用いられた一町四方の地の周囲を「陣中」と見なす例として、飯淵氏は寛弘六年（一一〇九）四月六日条の『御堂関白記』「一条院東町木守男、午時許死、件町候内膳所也」、『権記』同日条の「今日別納有死穢、仍内裏同触穢云々」をあげ、これらの史料より一条院東町が内裏の領域と見なされていたとされる。この記事は『日本紀略』にも「内裏有死穢、是中宮別納^{〔木カ〕}権守男、俄以死去之故也」とある。しかし、先に見てきたように、穢の範囲も邸宅内と考えられることから、ここで別納が内裏の領域と認識されているのは、邸宅外の陣中概念ではなく、別納も一条院に含まれると認識される場所であったからではないかと思われる。前章第一節で見た『春記』の記事もあわせて、これらの史料だけでは一世紀初頭から邸宅外に広がる陣中空間があったと結論を出すことはできない。管見のかぎりでは、一世紀中の史料に見える「陣中」「陣外」の範囲が推測できるものほとんどは前章第一節であげたような邸宅内外を分けると推測できるものである。したがって飯淵氏の明らかにした邸宅外三町四方の空間がいつから「陣中」と認識されているのかを検討する必要がある。

邸宅外の陣中概念の確実な例で、早いものとしては、『殿曆』天仁二年（一一〇九）二月四日条があげられる。「今日大

原野祭也。(中略) 巳時許奉幣儀、於中門外有此事、予座有中門内、此間雨時々降、此亭為陣内、仍不乘馬、於陣外乘之」とあり、「此亭」は陣内であるので乗馬しないとす。里内裏は大炊殿(西殿)、「此亭」とはこのときの摂政第となっていた源重資第であると思われる。『清癡眼抄』(一京外有奏例)によれば、その場所は中御門南東洞院西であり、里内裏の北隣にあたる。また、邸宅外陣中である可能性のあるものとしては、それよりも遡る寛治元年(一〇八七)の例がある。すなわち、『為房卿記』寛治元年九月二八日条の次のような記事である。

(前略) 殿下被定御所事、(中略) 十一月大嘗会時御堀川内裏、卯日可渡御大嘗宮、而子日可上閑院御所棟、其間如何、人々被申閑院作事、雖陣中[]者、有其憚哉、右大弁被申云、[]^[堀川内]内裏(御所)、閑院申当御忌方、(鬼吏敷)犯土在違可有忌敷、(見保憲勘文)。(後略)^①

内容としては、閑院の作事が皇居の忌方にあたるかどうかというものであると思われる。欠字があつて文脈が明確ではないが、里内裏堀川院の東隣の白河上皇の閑院を指して陣中としている可能性があるだろう。また、邸宅外の「陣頭」という語句の使用も一一世紀末に見える。たとえば、『中右記』嘉保二年(一〇九五)九月七日条の伊勢大神宮遷宮神宝使の発遣の際の記事では、郁芳門を出て「經大宮并二条大路至河原、抑於二条洞院西大路辺可下馬由仰了、是依為陣頭也」とあり、二条西洞院辺りを里内裏大炊殿(大炊御門南西洞院東)の陣頭と認識しているようである。里内裏邸宅の一町外に陣頭と呼ばれる場所が出現していることが見て取れる。一町外を陣頭とするのであるから、その内側は陣中と呼ばれる空間であると考えられる。したがつて、邸宅外陣中が史料上確実に現れ始めるのは一一世紀末からといえる。

さて、この邸宅外陣中の空間の性格については、先行研究ですでに取り上げられている^②。すなわち、陣中は第一には下車・馬空間であり、通行の憚られる空間であつた^③。また、装束や服喪や病などが意識される空間でもあつた^④。このうち、史料上最もよく見られる特徴である乗下車・馬を手掛かりに、さらに三町四方の邸宅外陣中の確立時期を考えたい。

里内裏周辺での乗下車・馬自体は比較的早くから見える。長保五年(一〇〇三)には賀茂祭の行列について、当時の皇

居であった一条院北面の一条大路を通るため大宮から堀川までは下馬するという記載がある。⁵⁾しかし、これは先にも述べたように、一条院東町が一条院と一体のものともみなされていたために里内裏前を騎馬で通ることを憚った可能性があり、この例をもって里内裏から一町離れた場所を乗下馬位置と認識しているとは断じがたい。

また、『江記』寛治八年（一〇九四）四月一四日条にあげられた長和六（寛仁元）年（一〇一七）の賀茂詣の出立の例では、「寛仁、自一条院別納出立、於土御門輶負辻乗車、弁・少納言・外記・史皆以供奉」とあるように、道長・頼通は土御門輶負辻で乗車している。里内裏一条院から離れた位置で乗車しているが、しかし、先に見たように、一条院の場合、形式的には織部司南門まで宮門内空間であるため、これも必ずしも里内裏から離れて乗車しているとはいいい切れない。

一方で、この空間内であるにもかかわらず、下車・馬していないととれる例がある。

邸宅外陣中は、参内や退出のときだけでなく、その範囲内であれば路上でなく邸宅内でも騎馬・乗車が憚られる空間である。たとえば、『台記』久安四年（一一四八）四月二一日条の撰政忠通の賀茂詣の記事には「舞人渡南庭、依陣中引馬渡、可謂無興」とあって、普段であれば舞人は騎馬して南庭を渡るのだが、陣中であるため騎馬できなかった旨が書かれている。ところが、『小右記』によれば、長和三年（一一一四）四月二三日に皇太子敦成親王の御馬御覧があり、そこで騎馬させているが、このとき里内裏は枇杷殿、皇太子は高倉殿を在所としたと思われるので、皇太子在所は里内裏の三町四方の範囲に含まれ、久安四年の撰政第の例とは相違する。少なくとも一一世紀初期には、邸宅外の三町四方を陣中とする認識はいまだ確立していなかったのではないかと考える。

では、里内裏邸宅から離れた位置での乗下車・馬が明確に見られるのはいつ頃からであろうか。

『春記』天喜二年（一一五四）五月二一日条に騎馬位置のわかる記事がある。このときの里内裏は四条宮であるが、その場所については、四条南西洞院東（『拾芥抄』本文）と四条北西洞院東（九条家本『延喜式』付図・『拾芥抄』東京図等）の二説がある。この日、皇后藤原寛子は里内裏から退出したが、その経路は「自北小路西行、於東洞院大路与四条坊門騎馬、自

洞院大路北行、入東三条西門」と記される。ここで騎馬位置を四条坊門東洞院とするのは、西洞院の間違いであろう。皇
后は右衛門陣より退出しているが、行啓の経路からすればそれは東門（あるいは北面東側の門）であったと解することがで
きよう。再び入内する六月二日条でも東陣を使用しており、東側が皇后居所側の門であった可能性が高い。さて、北小路
は四条大路の一つ北の錦小路のことだと考えるが、それを里内裏に接する北側の通であると解すれば、里内裏の位置は四
条北となり、騎馬位置は里内裏から一町離れた位置となる。また、里内裏北面を避けて一町北を西行したと解すれば、里
内裏の位置は四条南となり、騎馬位置は里内裏より二町離れた位置ということになる。四条宮の位置を知る手がかりとし
ては、『水左記』承暦四年（一〇八〇）五月一日条の、天皇が但馬守亭から堀川院へ遷御する記事に書かれた「但馬守亭
（四条宮北）」がある。但馬守は橘俊綱であり、この邸宅は諸史料より四条坊門西洞院であると推定できる（『百鍊抄』承暦
四年四月二八日条、『水左記』同年八月一日条など）。したがって、「四条宮北」が南北に隣接することを示し、但馬守亭が四条
坊門小路南の一町であると解すれば、四条宮は四条大路の北ということになり、騎馬位置は一町離れた位置となる。

また、『帥記』治暦四年（一〇六八）二月二日条では、当時の里内裏教通二条第（二条南東洞院東）が焼亡した際、源
経信は参内しようとして、「廻軍於二条大路、下自室町、（人々不下、）とあるように、二条室町で下車している。これは
里内裏からは二町離れている。『帥記』承暦四年（一〇八〇）五月一六日条では、里内裏堀川院に参る際、一町離れた二条
猪隈小路で下車しているのに対し、同年八月一四日条の任大臣のときには任じられた大臣らは退出の際、堀川春日小路で
乗車しており、里内裏とは三町離れている。

以上のように邸宅から離れた位置での乗下車・馬は一一世紀半ば以降には史料に見えるが、その位置は、一町外の意識
もあつたにせよ、いまだ一町に固定されてはいなかったのではないかと考える。そして、一一世紀末以降、乗下車・馬位
置は里内裏の一町外という位置に、陣口（陣頭）として固定していったのだろう。⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿
それは飯淵氏の研究に詳しい。

そもそも、この当時、一般的に貴人の邸宅の門前を騎馬・乗車で通過することは憚られたと考えられる^⑨。そうであれば、当然里内裏の門前を騎馬あるいは乗車のまま通過することは早くから憚られていたであろうし、その敷地を囲む垣の前面も同様であった可能性がある。たとえば、『続日本後紀』承和九年（八四二）八月甲戌条で、廢太子された恒貞親王が、皇居であった冷然院から淳和院へ送られる際、小車（轝車のことであろう）に駕して禁中を退出し、神泉苑の良の角（すなわち、冷然院南西角）で牛車に駕した。これも牛車に乗って冷然院の敷地の横を通ることが憚られたためではないだろうか^⑩。それが、次第にその範囲を邸宅外へ広げていったのだと思われる。したがって、乗下車・馬の位置というのは、もともとは空間的な認識ではなく、参内や退出に際しての路上での認識であったのではないかと考える。一一世紀半ば以降には一町外という位置は意識されてはいるが、それはいまだ流動性をもっていた。その乗下車・馬位置が、一一世紀末以降、一町外に固定して認識されるようになり、それを結ぶ三町四方の範囲に下車・馬「空間」が成立し、それとともに、邸宅外陣中も確立したのだと考える^⑪。

以上、本節では邸宅外陣中の確立過程を推測した。邸宅外陣中は下車・馬の秩序が示される空間であったが、乗下車・馬位置が一一世紀末以降、里内裏の一町外に固定され、それに伴って三町四方の邸宅外陣中も確立・定着していったのだと考える。

2 邸宅外陣中確立の意義

前節で、一一世紀半ばには里内裏周辺での下車・馬の慣例が行われていたことを述べたが、そうであれば、その当時より里内裏周囲の空間を、明確な範囲はないにしろ、他と区別して意識することもあったかもしれない。また、一条院のように隣町をも内裏の領域に含むような里内裏もあった。しかし、重要なのは、それが原則として三町四方という一定の範囲となったこと、そして、その範囲に「陣中」という名前を与えたことである。それにより、里内裏はどんな邸宅を使用

していても、共通した空間原理をもつ、他とは一線を画した「天皇空間」として認識されるようになったといえる。

ところで、なぜ宮城に擬せられる邸宅外三町四方を、平安宮の事例ではあまり宮城には用いない「陣中」という呼称で呼んだのだろうか。

「陣中」は、陣外に対する境界意識の強い言葉であり、また、「陣」が示すように、衛府により秩序の守られる空間という意味をもつと考える。桃崎氏がこの空間を「観念的に設定された」と述べられたように、平安宮の大垣のような、明確な物理的境界のない領域であるからこそ「陣中」という名が必要であったのではないだろうか。¹⁷

また、邸宅外陣中は宮城内に擬せられる空間であるとはいえ、大内裏の諸官衛の機能を有したわけではない。里内裏発生期である円融朝に堀川院を里内裏としたときには、外記庁の政をその西町に移したことが知られ、また、三条朝に里内裏を土御門第と枇杷殿のどちらにするかが問題になった際、「枇杷殿已是前主旧居、去内裏不遠、官外記政依不遠所行之、若遷御上東門院、更移外記政於近所可被行歟」(『小右記』長和三年二月一三日条)とあるように、この頃には里内裏が遠い場合には外記政の場所を移さなければならないという認識があったことが窺える。しかし、後には政は里内裏の場所に関係なく平安宮内の外記庁等で行われており、そのほかの官衛もこの空間内には見えず、里内裏は大内裏の官衛の機能とは切り離されたといえる。¹⁸この空間に置かれた施設としては内膳司があり、また、中宮庁、院御所、直廬としての摂関居所なども置かれることがあったことが、先行研究で指摘されている。¹⁹里内裏周辺の空間は大内裏とは異なって天皇と密接な空間となっており、そうした意味でも「陣中」という語句にふさわしい空間といえるかもしれない。

周辺に關係施設をもつということだけならば、一般の貴族の邸宅であっても東三条第や小野宮のように隣町にも倉や関係者の住居等をもつ邸宅はある。里内裏の邸宅外陣中の特異性は、それがどんな場所であっても、すなわち、天皇在所とは関係のない、経営主体の全く異なる邸宅や施設であっても、その範囲内に入れば「陣中」として扱われるようになるという点である。たとえば、故中宮御所や六角堂などであってもその範囲に含まれば「陣中」とされ、天皇在所の秩序の

中に組み入れられる。この邸宅外陣中の確立により、それまで形態上、他の里第と違いのなかった里内裏が、天皇在所としての特異な空間を成立させたことになる。この差別化により里内裏は初めて本宮として平安宮内裏に比肩し得る空間となったと考えられる。

平安後期以降、周知のように本宮たる平安宮内裏はその役割を低下させていた。たとえば、鳥羽天皇の遷御先について、平安宮内裏が存在していたにもかかわらず、幼主にとって広大すぎる人気がない物騒な場所として忌避され、里内裏が使用されたことはよく知られている。また、平安宮内裏が単なる一時の行幸先となる場合も出現し、『中右記』嘉承二年（一一〇七）六月七日条では、天皇が方違により平安宮内裏へ行幸した際、神祇官が建春門下で麻を奉ろうとしたところ、「此事不可然、還御之時於本所可奉也、是宮中内侍所、仍為払清也、一夜行幸旅所之儀、尤不可奉者」と言われている。平安宮内裏は方違の場所として使用され、必ずしも本所として扱われなくなっている。

しかし、摂関期には平安宮内裏は本宮としていまだ權威を保っていた。すなわち、内裏は焼亡すれば再建するものであったし、再建が終われば還御するものであった。平安宮内裏がありながら、里内裏を在所とする例はほとんど見られなかった。^{②③}

平安宮内裏においては、唯一の主人は天皇であり、天皇が居住していないときに別の人物が使用することはなく、そこはまさに天皇のための空間として存在した。^{②④}里内裏においては、多くは院御所、母后御所、臣下の邸宅等とその場所にあつたので、里内裏でなくなれば本来の持ち主に返還され、その人物がその邸宅の主人となった。後院（離宮）でも天皇以外の人物が天皇の居住とは関係なく使用することはあつた。^{②⑤}こうした点に平安宮内裏と里内裏の、天皇在所のありかたにおける質的違いが見て取れる。

そもそも都城制は天皇を頂点とする律令国家の秩序を可視化するものであつたのだから、平安宮内裏のこのようなありかたは当然であつたといえる。このような場所であつたため、天皇にとって平安宮内裏に居住しないことは否定的な意味

をもっていたと考えられる。たとえば、文徳天皇、清和天皇、宇多天皇などは平安宮内裏があるにもかかわらず、平安宮内裏外を在所としていた時期があり、先行研究ではこれらの天皇はそうした時期、自らの政治力を十分に發揮できない状況にあったと考えられている^{②①}。また、『小右記』長和四年（一〇一五）六月一三日条に「私領処久御坐、既非無事恐」とあるように、臣下私第に天皇が長く居住することを憚る意識があり、三条天皇自身も讓位の前に平安宮内裏へ戻ることになる。平安宮内裏からの排除はある種の天皇の資格の欠如を意味したのではないだろうか。平安宮内裏を在所とすることが天皇に必須の要素であるという意識が強く残っていたと考えられる。

その平安宮内裏の権威を大きく変化させた転換期が白河朝とそれに続く白河院政期であった。平安宮内裏によって天皇の資格が保証されるような構図はもはや現実的ではなく、平安宮内裏に縛られず、里内裏を自由に皇居として利用するためには、その構図を断ち切る必要があった。都城制の遺制からの脱却である。摂関期にも、平安宮内裏再建の遅滞による里内裏のなし崩しの多用は起こっており、実質的には平安宮内裏は本宮としての存在意義を低下させていたであろうが、まだ平安宮内裏の絶対性を否定することはできなかった。太田静六氏は里内裏の区分の第三期について、「本内裏の再建に長年月を要したことは第三期の持つ特徴の一つだが、一方、内裏が現存するにも拘わらず多くの里内裏が用いられたこともまた大きな特徴として挙げられる。元来、里内裏は本内裏が罹災とか修造の間における仮の内裏であったが、第三期に入ると間もなく、この原則は破られてしまう」と述べられたが^{②②}、それは白河朝において起こった。それまでの原則が破られ、平安宮内裏の有無に関係なく里内裏が用いられるようになったのである。ここにすでに里内裏を平安宮内裏と同格に見なそうとする白河の姿勢が窺える。ついで、邸宅外に「陣中」という天皇在所の特異的空間をもつ里内裏が出現し、そして、この流れは、鳥羽朝の、内裏体を模して造営されたという土御門烏丸殿に帰結する^{②③}。それは里内裏本宮化への一連の変革であった。里内裏の邸宅外陣中の確立は、より普遍的な里内裏への変化であり、一つの変質点であったといえるだろう。そして、これを契機として平安宮内裏はますます本宮としての権威や役割を失い、やがては消滅してしまうので

ある。

白河朝・白河院政期については、平安京の都市史の視点からも画期であることが指摘されている。白河の行った白河地域・鳥羽地域の開発や平安京六条地域の再開発などから、平安京の中世都市への変貌が始まると考えられている^⑤。この時期は同様に里内裏にとっても画期であったといえる。白河天皇は自身の皇統の確立を目指したとされるが、その王権の舞台として、既存の装置から脱した新しい宮都の構築を意図していたのかもしれない。

- ① 『大日本史料』より引用。なお、問題となる箇所は、内閣文庫和学講談所旧蔵本には「雖陣中太上皇□□者有其憚哉、右大弁被申云、□□川内裏（御所）閑院当御忌方、（鬼吏歎）」とある。さらに私見では、その欠字は残画より「御所」「自堀」と読める可能性がある。
- ② 飯淵前掲論文（はじめに注⑤）、桃崎前掲論文（はじめに注⑦）等。
- ③ 『山槐記』 応保元年（一一六一）九月三〇日条、『玉葉』 治承四年（一一八〇）正月二四日条など。
- ④ たとえば、装束では『殿暦』 天永二年（一一一一）九月三日条、服喪では『中右記』 永久二年（一一一四）二月二三日条、病では『中右記』 永久六年（一一一八）四月二日条など。
- ⑤ 『本朝世紀』 長保五年（一〇〇三）四月一四日条。
- ⑥ 史料からここに幔が曳かれていることがわかる。なお、通常障口を陽明門代に擬することが先行研究で指摘されているが、もともとはこれも一町外に固定されておらず、乗車位置に合わせて幔を曳かれ、出立儀を行うものであったのではないかと推測する。『永昌記』 保安三年（一一二二）二月二五日条に関白忠通の出立儀が記されるが、このとき里内裏は土御門鳥丸殿、陽明門代は鷹司鳥丸であり、これは障口にはあたらぬ。
- ⑦ 「一町外」という観念は、たとえば、天皇が上皇や母后御所に行幸

するときに宮の一町前で警蹕を停止するという慣例などにより意識されやすかったのかもしれない。また、ほかに、三町外という意識も『清暦眼抄』の焼亡に関する記事に見える。なお、先行研究で、その「禁裏三町内」が三町四方の陣中空間を指すと解しているのは誤りであろう。この規定の趣旨は内裏三町外であれば焼亡の奏を行うが、三町内であれば奏を行わないというものである。たとえば、「内裏僅三町外有奏事」に引く例では里内裏は東洞院西押小路南であるが、焼亡場所は富小路東で、それが僅かに三町外というのであるから、富小路までが三町内と考えられる。すなわち、この三町は里内裏邸宅から各方向に三町（いわば七町四方）ということになる。『清暦眼抄』に引くそのほかの例についてもそのように理解できよう。ただし、これがいつ頃からの規定であるかは検討を要する。

- ⑧ 飯淵前掲論文（はじめに注⑤）。
- ⑨ 騎馬・乗車での門前通過はしばしば攻撃の対象となるものであった。また、大臣等の邸宅の門前は通行しない慣例があった。西山良平『平安京の（門前）と飛礮』（『都市平安京』京都大学学術出版会、二〇〇四年、初出は一九九九年・二〇〇〇年）。
- ⑩ ただし、南北二町の里内裏の場合などで、参内する人物が邸宅南辺を通過して辻で下車し、西門や東門から参入していると読める事例も

ある。

⑪ なお、南北二町の邸宅の場合、多くは北の一町を中心とした三町四方が陣中と認識される。つまり、南側の陣口は邸宅の南東角・南西角と重なる。

⑫ なお、陣口には陣屋のような守衛施設はとくには見えない。常に門のようなものがあつたわけではなく、必要に応じて臨時に幔門などが曳かれた(『白記』保延二年二月九日条など)。また、そこに候ずる者も常にいたわけではないと思われる。

⑬ 『勘掇』(『大日本史料』所収)には「結政被移他所例」として「貞元々八廿、甲寅、於堀川院西屋、(去)月廿六日天皇渡御堀川院、有政□事、(件)屋権中納言藤原為光卿家也、依便宜被奉公家、為太政官庁也」とあり、「小右記」長和三年(一〇一四)二月一三日条にも「堀河院去内裏不幾、而移行外記局政於彼院西町」とある。永観元年(九八三)一〇月二二日には天皇が堀河院であるため、尋常政を弁官曹官庁で行うとある(『勘掇』「於官庁有尋常政例」)が、この場合はさほど里内裏の近辺というわけではない。

⑭ 政のため、平安宮へ向かい、陽明門で下車して左衛門陣や外記庁に入るという例は古記録に散見する。

⑮ 後に官司が移動している例として『本朝世紀』仁平元年(一一五一)一二月九日条に官外記庁が皇后宮亮頭憲朝臣冷泉西洞院亭であることが見えるが、これは里内裏六条烏丸殿の近辺ではない場所である。

⑯ 飯淵前掲論文(はじめに注⑤)、野口前掲論文(はじめに注⑥)等。また、飯淵康一「都市空間秩序の観点からみた平安期里内裏の空間構成に關して」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』一九八一年)には各里内裏の内膳や関係施設の位置が図示されている。そこでも指摘されているが、内膳の位置は里内裏となる邸宅の規模が大きい場合は邸宅内に設けられることが多く、一町規模の場合は隣町などに設けられ

ることが多い。また、その場合、もともと御倉町等の関係町であつた場所であることが多いと思われる。

⑰ 『中右記』永久二年(一一一四)二月一三日条、一九日条。

⑱ 『山槐記』応保元年(一一六一)九月三〇日条。

⑲ 『中右記』天永三年(一一二二)五月一五日条、永久二年(一一二四)二月一九日条など。

⑳ ただし、必ずしもここで述べられるように内侍所のある場所でのみ献じるわけではないようで、内侍所の移動を伴わない朝興行幸の際に院御所の前で神祇官が麻を献じている例もある(『中右記』嘉承二年三月五日条、『長秋記』天永四年正月八日条など)。

㉑ その中で、特殊であつたのは、平安宮内裏が寛弘三年二月に再建されたにもかかわらず、一条天皇が遷御せずに讓位するまで一条院を里内裏としていた例である。

㉒ ただし、平安宮内裏の絶対的權威喪失の後には、天皇が居住していないときに院が使用している例もある。たとえば、『玉葉』建暦二年(一一二二)二月二七日条、『皇帝紀抄』建保三年(一一二五)三月一〇日条など。

㉓ 后や皇族以外でも、たとえば、円融朝に内裏焼亡により天皇が兼通の堀川院を用いていたときに兼通が朱雀院を使用した例(『日本紀略』貞元元年一二月二日条、や道長が朱雀院で遊覧した例(『小右記』長和三年五月二九日条)や頼通室が朱雀院を方違に使用した例(『小右記』万寿五年七月二〇日条)などがある。

㉔ 目崎徳衛「文徳・清和兩天皇の御在所をめぐって——律令政治衰退過程の一分析——」(『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年)初出は一九七〇年)など。

㉕ 太田前掲論文(はじめに注②)。

㉖ 建築史的観点からは、この鳥羽朝の土御門烏丸殿が里内裏の画期

とされる（川本重雄「土御門烏丸内裏の歴史的考察」〔日本建築学会大会学術講演梗概集〕一九八二年）、平山育男「土御門烏丸殿創建の意義」〔日本建築学会計画系論文集〕五三〇、二〇〇〇年）など。
 土御門烏丸殿が平安宮内裏に代わる皇居を意図して白河院により造営されたとする指摘は肯首できるが、やはりこれは鳥羽朝のみでなく、白河朝からの一連の流れの中で理解すべきであると考える。

れるのも白河朝である（拙稿「平安時代の皇太子在所と宮都」〔史林〕八五十四、二〇〇二年）。

⑳ 井上満郎「院政期における新都市の開発——白河と鳥羽をめぐる——」〔中世日本の諸相〕上巻、吉川弘文館、一九八九年、美川圭「京・白河・鳥羽 院政期の都市」〔日本の時代史？ 院政の展開と内乱〕吉川弘文館、二〇〇二年）など。

㉑ 河内祥輔「後三条・白河「院政」の一考察」〔都と都の中世史〕吉川弘文館、一九九二年）など。

おわりに

本稿では里内裏、その中でもとくに「陣中」といわれる空間についてとりあげた。里内裏には、平安宮内裏の「陣中」から連なる衛門陣を境界とする邸宅内陣中と、邸宅外に広がる陣中が存在すること、後者の確立は一一世紀末であることとを確認した。そして、それは里内裏の一つの変質点であり、白河朝からの皇居制度変革の流れの中に位置付けられると考えた。邸宅外陣中の確立により、里内裏に関する白河朝・白河院政期の画期性はいつそう明確になったであろう。

邸宅外陣中は、天皇在所を体现する空間として、一三世紀以降にも継承されていく。次に問題となるのは、その空間の性格が確立以後、どのような変化を受けながら存続していくのか、ということである。

その手掛かりとなる史料として、『禁秘抄』『御物忌』の「大内儀諸司皆格別也、郭内猶不参、在清少納言記、職曹司候人不参内、里内之間、陣中家居人、准大内大垣内参、尤不知子細也」がある。これによれば、里内裏の陣中の家に住む人々は大内大垣内に准じて御物忌中に参内していることが窺える。この「陣中」は邸宅外陣中であろうが、本来御物忌に候する場所ではなかったはずの邸宅外陣中の空間が、御物忌に候する場所として、当時の人々には認識されてきていることがわかる。

また、『兵範記』仁安四年（一一六九）二月二十八日条によれば、陣中での請け取りは例がないとして檢非違使が閑院の陣口（二条町口）で犯人を請け取るが、しかし、『御堂関白記』長和五年（一一〇一）三月二日条では、「章信參宮賜有孝、陣内付宮序下部、門外着看督長等」とあって、章信は賜った犯人有孝を門外で看督長に付している。^④宮は皇太后宮であり、このとき里内裏の土御門第にあった。穢についても、『山槐記』養和二年（一一八二）二月二日条では、禁中が穢なので御修法のための御衣を陣口から壇所へ送ろうとしている。一方では依然として邸宅内（衛門陣内）を穢などの範圍とする空間認識も存在し続けているが、^⑤これらの例から邸宅外の陣中空間は、一二世紀後半以降になつてくると、次第に邸宅内陣中空間の性質との混同が起こつてくるのではないかと思われる。平安末期以降の邸宅内陣中・邸宅外陣中の性格については今後の課題としたい。^⑥

里内裏とは、律令的な絶対的權威の天皇から権門としての相対的權威の天皇への変化を、如実に示す皇居形態であつたと考へる。本稿ではその里内裏が本宮化する契機を見たが、里内裏そのものに検討が終始してしまつたため、政治過程との關係や、平安京の変容における里内裏の位置付けなど、論ずべき問題に論を進めることができなかった。残された課題は多いが、ひとまずここで擱筆する。

① 桃崎有一郎氏の研究によれば、この陣中概念は、臣下の下乗を強制する王宮の權威の標識として戦國期まで機能し続けるという（はじめに注⑦前掲論文）。

② なお、史料にあるように、宮城内諸司は御物忌に參籠する場所の範圍外であるので、「大内大垣内に准じて」ということ自体、本来は誤つた認識であり、それを「尤不知子細也」と述べているのである。

③ 『山槐記』永曆二年（一一六一）七月二十八日条には「卯刻參内、御物忌自夜前宿西町茅屋陣中籠也、禁中無可然之所也、」とあり、内裏内には御物忌に籠もるための適当な場所がないため陣中である西町

に籠もつたことが窺える。このような先例が増え、次第に認識が変化したのかもしれない。

④ 章信はこのとき右衛門権佐で檢非違使であつた。

⑤ たとえば、『玉葉』安元二年（一一七六）一〇月二六日条では遺詔・遺命を左衛門陣外で外記に付しており、『明月記』建久三年（一一九二）三月二三日条でも遺詔を「門外（左衛門陣置路内）」で外記に付していることがわかる。また、『玉葉』建久三年三月一九日条には「次実宗卿已下公卿拜殿上人於此陣外（西洞院面北門北殿也）」着素服了」とあり、素服を着するのも邸宅門外であることがわかる。な

お、いずれも里内裏は閑院。

⑥ 野口孝子氏は、「花の御所」室町殿と裏築地」（『学生会館・寒梅館
地点発掘調査報告書』同志社大学歴史資料館、二〇〇五年）において、
裏築地の検討から、陽明門代として陣中概念は存続したものの、侵入

が可能になったことにより三町四方空間は現実的には南北朝期には解
消したとする。これは本文で触れた性格の変化とは異なる、より後の
時代の変化であるが、この点についても今後の課題としたい。

〔付記〕

脱稿後、桃崎有一郎氏「中世里内裏の空間構造と「陣」」（『日本歴史』六八六、二〇〇五年）が発表された。本稿と関る部分も多いが、本稿中で
言及することができなかった。あわせてご参照いただきたい。

（京都大学大学院聴講生）

The Spatial Structure of the Sato-Dairi (里内裏)
in the Middle and Late Heian Period

by

NAKAMACHI Mikako

The *sato-dairi* first appeared during the mid-Heian period when the Heiankyu-dairi (originally the residence of the emperor) burned down and it became a temporary imperial residence in Heiankyo (*sato* 里). Thereafter, the *sato-dairi* gradually came to replace the Heiankyu-dairi. Previous studies have pointed out that in regard to the spatial-structure of the *sato-dairi* there existed a residential area called the *jinchu* (陣中) that extended out for a distance of three *cho* (町) in each direction, patterned on the Heiankyu. These findings are an important factor in considering the character and significance of the *sato-dairi*. However, I believe there has been insufficient consideration given to the formation and changes in the *jinchu*, and thus I have carried out a re-examination of the *jinchu* in this study and arrived at the following conclusions. I believe there were two *jinchu* in the *sato-dairi*. One *jinchu* assumed the character of the *jinchu* in the Heiankyu-dairi, with gate of the residence serving as its border. The second *jinchu* extended outward 3-cho every direction from the residence. The latter was formed at an end in the eleventh century. I have concluded that its formation was a turning point in the development of the character of the *sato-dairi*, and it can be judged a part of a series of changes in the imperial palace system instituted from the time of the Emperor Shirakawa.